

平成 20 年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査地域検討会
第 5 回地域検討会（三重県） 議事概要（案）

日時：平成 20 年 11 月 14 日（金）
13:30～16:30
場所：鳥羽市民文化会館 3 階中会議室

議 事

開会（13:30）

- 1．開会の辞
- 2．資料の確認
- 3．議事

第 4 回地域検討会議事概要及び指摘事項について〔資料 1、資料 2〕

三重県答志島地域における調査結果〔資料 3〕

三重県答志島地域における漂流・漂着ゴミに関する技術的知見〔資料 3〕

三重県答志島地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について〔資料 3〕

質疑・意見交換

- 4．その他連絡事項

閉会（16:30）

配布資料

資料 1 第 4 回地域検討会（三重県）議事概要(案)

資料 2 第 4 回地域検討会（三重県）での指摘事項に対する対応(案)

資料 3 三重県地域検討会報告書（案）

第 章 三重県地域における調査結果

第 章 三重県答志島地域における漂流・漂着ゴミに関する技術的知見

第 章 三重県答志島地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

第 章 資料編

参考資料 1 今後の調査スケジュール（案）

平成 20 年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査地域検討会（三重県）

第 5 回地域検討会（三重県） 出席者名簿

（敬称略）

検討員（五十音順、敬称略）	
東 高士（欠席）	三重県環境森林部ごみゼロ推進室 室長
（代理：和田 一人）	三重県環境森林部 ごみゼロ推進室 副室長
石原 義剛	海の博物館 館長
岩崎 光雄（欠席）	三重県農水商工部農業基盤室 室長
（代理：辻上 正道）	三重県農水商工部農業基盤室 副室長
木下 憲一	鳥羽市企画財政課 課長
斎藤 秀継	鳥羽磯部漁業協同組合桃取町支所 理事
斉藤 真紀（欠席）	桃取婦人会 会長
世古口 幸久（欠席）	三重県県土整備部港湾・海岸室 室長
（代理：福本 智一）	三重県県土整備部港湾・海岸室 副室長
高屋 充子	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議 会長
高山 進	三重大学大学院生物資源学研究科資源循環学専攻 教授
竹内 清（欠席）	鳥羽市環境課 課長
（代理：中村 孝）	鳥羽市環境課 課長補佐
寺澤 一郎（欠席）	三重県環境森林部水質改善室 室長
（代理：渡辺 将隆）	三重県環境森林部水質改善室 温暖化・排水対策特命監
中村 幸平	鳥羽磯部漁業協同組合答志支所 理事
橋本 計幸	鳥羽磯部漁業協同組合和具浦支所 理事
服部 千佳志	国土交通省中部地方整備局四日市港湾事務所企画調整課 課長
浜口 正文	桃取町内会 会長
水谷 直樹	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 副所長
河村 和博	鳥羽市農水商工観光課 課長
若林 秀樹（欠席）	三重県農水商工部水産基盤室 室長
（代理：松雄 武雄）	三重県農水商工部水産基盤室 副室長
オブザーバー（五十音順、所属機関名）	
岡 芳正	三重県環境森林部水質改善室 主幹
片岡 輝美	三重県伊勢農林水産商工環境事務所環境室環境課 課長
下村 卓	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 河川管理課長
中島 浩	海上保安庁第四管区海上保安部 鳥羽海上保安部 警備救難課 専門官
中村 菊也	鳥羽市企画財政課 係長
深田 英伸	三重県環境森林部環境森林総務室 主査
環境省	
相山 晋太郎	地球環境局 環境保全対策課 環境専門員
事務局：日本エヌ・ユー・エス(株)	
岸本 幸雄	取締役環境コンサルティング部門 部門長
鈴木 善弘	地球環境ユニット
井川 周三	地球環境ユニット

議題1 第4回地域検討会議事概要及び指摘事項について(資料1、資料2)

- 1) 資料-1、2とも特に指摘や質問なし。

議題2 三重県地域検討会報告書(案)(資料-3)

- 1) 潮位とゴミの量の関係性がよくわからない。

他の海岸線に流れ着いたゴミが大潮の満潮時に浜に上がる。その後の小潮では、大潮でゴミのたまった場所のゴミは陸に残ったままになる。ふたたび大潮の満潮時に、そのたまったゴミが流れ出て、結果的に奈佐の浜にゴミが多くなると考えている。

- 2) 2回目が圧倒的にゴミの量が多い理由は、北風が強いということか。

要因の1つとして間違いないと考えている。

- 3) ダムの放水と流木が流れ出てくる量に関係はあるのか。

今回の調査期間に限って言えば、大量の放水はなかったため、ダムの放水量とゴミの量の関係性までは把握出来ていない。

枠の中の調査結果に関しては、水位あるいは風、波との関係がありそうである。今後、定点観測結果について、水位あるいは風との関係について検討を実施していく。

- 4) ゴミの漂流経路の検討として、昨年GPSを用いて調査を行われたが、その結果について、各関係地区、河川の流域の市町村への周知はしてあるのか。県や市を通じて連絡しているのか。

まだ確定した報告書ではないので、今後、最終報告書を県、市を通じて報告することになると思っている。

- 5) 「伊勢湾内に滞留していた漂流ゴミの」という表現があるが、伊勢湾では陸からの流入と浮遊しているもの、海の底に堆積しているもの、海岸線に打ち上げられているもの、それらをトータルとして考える必要がある。

今後の検討課題としたい。

- 6) 今年度のシミュレーションでは「発信機つき漂流ボトル」と「ペットボトル」の2つのアイテムで実施されたとあるが、この2つにどういった違いがあるのか。

空中部分と水中部分の比率(沈下率)が異なる。沈下率の違いは、漂流物が風から受ける影響が違うため、ゴミの漂流経路等も異なると考えられている。発信機つき漂流ボトルのほうが若干沈んでいる。

議題3 三重県地域検討会報告書(案)(資料4)

- 1) 報告書の第2章に、1年間に漂着するゴミの回収・運搬・処理費用が試算されているが、人件費について触れられていない。この試算は可能か。

単価を決めれば当然試算は可能である。問題は、その単価を一体どういう水準とするか。例えば、最低賃金をとるのか、ボランティアという意味でいうと、ほんとうの意味での謝礼みたいな意味とするか、それとも通常の地元の平均給与とするかで変わるが、基本的には可能である。

- 2) 18~20ページだが、陸起源については、「どこから来るのか」詳しく分析してあるが、海起源についてもどの海域からどのように来るのか記載いただきたい。

答志島でのゴミを見る限り、ペットボトルなど、起源がわかるものについて見ると、日本国内のものがほとんどである。海起源は、今回の調査で実施した分析でも漁業や遊魚で使われる魚網や浮きの類がみられている。詳細な場所までの特定にはいたらないが、答志島の場合、少なくとも

海外のものではなく日本国内のものが漂着していると理解している。

- 3) 先ほど飲料系のものはポイ捨てだろうという話だが、建築系のものの対策のあり方は何かあるか。
建築系の廃棄物については、国土交通省で建築廃棄物の適正処理に関する指針を設定しているはずである。基本的に建築現場、あるいは解体工事等々から出てくる建築系の廃棄物は、その徹底をしていただくことが一番の趣旨になるかと思う。
- 4) 野焼きについて、以前は漂着物のゴミは野焼きをしていたが、その規制が厳しくなり、最近では建設業者の重機を使って処理をしている。報告書には、ある程度認められると書いてあるが、どの程度のゴミであれば認められるのか。
基本的に廃棄物の野焼きは廃棄物処理法によって原則禁止されている。しかし、報告書案にもこの法的な整理は掲載しているが、例外的に、海岸管理者の監督のもと、周囲の生活環境に影響を与えないよう配慮する等、適正に行われる場合については、野焼きが認められる場合がある。
- 5) その場合、海岸管理者は都道府県なのか。
一部市町村が管理者の地域もあるが、奈佐の浜は三重県である。
三重県として補足するが、ダイオキシン規制に係わり平成12年に新しい野焼きの規制ができた。例外規定で、家庭での小口の焼却、あるいは災害時におけるもの、公共的に伐採、刈り草とか、あるいは漂着した木とか、これらについて焼却は認められている。しかし、現状、周囲に人家があるなどの状況で環境影響上の配慮から、実施する例は非常に少ない。
- 6) ボランティアが参加しやすく、旅費だけでもあると良いと考えている。
ご指摘いただいたような、ボランティアの参加のための旅費の支給も今後、検討が必要である。一方で、より多くの方に参加してもらえよう、啓発活動も必要であろうと思う。

議題4 三重県地域検討会報告書(案)(資料5)

- 1) この文章は、今回の議論を受けて変更等もあると思うが、まとめの締め切りはいつごろか。次の会議の後が、締め切りになるのか、もしくはその前に最終版とするのか。
次回の2月の検討会が最後の会となるが、この時には、修正を加えた報告書について、ご承認いただくような形にしたいと思っている。
- 2) この報告書では、実績と提案が混同して記載されている。実際に行政職員で研修とか、森と海の交流とか、コンビナートも実績としてあるが、ここでやっていく体制として具体的に書くのはどうかと思う。この点については、実績と提案を分けて記載いただきたい。
再度三重県と調整させていただきたい。
- 3) 国交省で実施されている「川と海のクリーン大作戦」では、ボランティアの方に謝金などを払っているのか。
市町村を通して呼びかけ、高水敷等を利用されている方や少年団に呼びかけると、当然私らが使っているんだからするのは当たり前ということで、無償で実施いただいている。
- 4) 鳥羽市として漂着ゴミの問題は、日本全体で取り組む必要があるが、国の実施事項の中に法整備を記載いただきたい。
この地域検討会の報告書は、まず地域の取り組みというのを念頭に置いて作成している。ただ一方で第 章の部分でも国ができる部分、書ける部分はかなりあると思っている。その部分について、今後加えていくつもりである。
- 5) 各環境事務所にもう少し頑張っていたきたいという話もあるが。
広域的な連携ということになれば、国のかかわる役割というものもあると思う。特に地方事務所

もあるので、できるだけそういった枠組みに参加、関与していければ良いと思っている。

6) 漂着ゴミの問題は、発生抑制が第一義的であって、仕方なく流れてきたゴミをどうしたらいいのかを地域で頑張ったりすればいい。この辺りに重点的な対策を検討いただきたい。

発生抑制対策ですが、大変恐縮ですが、現時点ではなかなか書き切れていないことは事実である。地域的に可能なこと、全国的に可能なことを各地域で開催する検討会での議論を参考に検討したい。

7) 三重県農業基盤室として、奈佐の浜が農地海岸なので海岸管理者となっている。野焼きについては、海岸管理者が必要と認めたらという話の流れを持ち帰り、検討させていただきたい。清掃を答志島で実施する際、ボランティアを引きつける何らかの仕組みを考えながらやっていくことが大事だと意見をさせていただく。

8) 中部地方整備局の四日市港湾事務所の取り組みとして、清掃船「白龍」による漂流ゴミの回収について紹介いただいた。

9) 座長より、省庁関係取りまとめについて「・・・真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制づくりを推進することが当面の施策としては最も有効であること。その上で、実際に処理に当たる現場の地方公共団体が混乱しないよう、漂流・漂着ゴミの処理等の円滑な実施に向け、今後もさらに検討を深めることは大事である。」について、この方向で新しい対策、取り組みに向けた組織づくり、体制づくりということをきちんと引き継いで、実施できるように、皆さんで力を合わせてやっていきたい旨、意見いただいた。

以上